

徳島県告示第六百九十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 一・「一」（ベンゾ「b」チオフェン・ニ・イル）シクロヘキシル「ピペリジン（通称 Benzocyclidine又はBTCP）及びその塩類
 - 2 化学名 N、N・ジエチル・ニ・ヒニ・「（四・メトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル「エタン・一・アミン（通称 Metonitazene）及びその塩類
 - 3 化学名 キノリン・ハ・イル「三・「（四、四・ジフルオロピペリジン・一・イル）（スルフォニル」・四・メチルベンゾアート（通称 二F・QMPSB）及びその塩類
 - 4 化学名 N・（アダマンタン・一・イル）・一・（シクロヘキシルメチル）・一H・インダゾール・三・カルボキサミド（通称 ACHMINACA又はAdamantlyl-CHMINACA）及びその塩類
- 二 効力が失われた理由
- 一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため効力が失われた日
- 三 効力が失われた日
- 令和三年十月三十一日